

府営住宅等に関する連帯保証人制度の見直しに対する意見募集結果

| 番号 | 申出者 | メール原文 |
|----|------------|---|
| 1 | 個人 | <p>府営住宅の連帯保証人の制度をなくすよう条例を改正してください。</p> <p>理由:「住宅確保要配慮者」においては、府営住宅の入居に際して、連帯保証人を確保するのが、困難な状況にあると聞いており、連帯保証人が確保できないために、そもそも府営住宅の申し込みを諦めているという方がかなりあると伺っています。万一、府営住宅の入居者の滞納などにより債権の回収が困難になった場合、京都府としては、保証会社などの機関保証の制度を検討すべきと考えます。</p> |
| 2 | 個人 | <p>単身高齢者や身寄りのない障害者など孤立した人たちにとって連帯保証人の確保はとても困難となっています。</p> <p>民間賃貸住宅では単身高齢者や障がい者は入居を嫌がられるのが実情です。</p> <p>今回の見直しは公営住宅の役割を踏まえた適切な対応だと思います。</p> |
| 3 | 〇〇 (団体) | <p>連帯保証人を不要とする見直しについて賛成します。</p> <p>これまでも〇〇(団体)が要望し続けてきた問題であり、ばらばらになってきている家族構成から、特に単身高齢者が増えてきています。また孤立した社会になってきており、個人で連帯保証人を探すことは困難になってきています。</p> <p>このたびの見直しは時宜にかなったものであり、公営住宅から、保証人制度を不要とすることで、民間の賃貸住宅にも広がる契機となるもので、ぜひとも早期の実現を求めます。</p> |
| 4 | 弁護士 | <p>意見の趣旨</p> <p>公営住宅等の入居にあたって連帯保証人を不要とする条例改正に強く賛成します。緊急連絡先については、原則として求めることはやむを得ないと思いますが、親族や友人等に連絡先となってくれる人がいない場合には、福祉事務所、生活困窮者自立支援法に基づく事業の受託団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居住支援法人などの支援団体が入居後生活支援に関わることで緊急連絡先に代替させるような柔軟な取扱いをしてください。</p> <p>意見の理由</p> <p>現在、公営住宅は、入居にあたって保証人を求める自治体が多く、「住宅セーフティネット」としての本来の役割を果たせていません。高齢化・少子化が進み、孤立した単身高齢者は増えています。精神疾患を抱えた人たちの中には、対人関係が苦手で、家族関係や友人関係を維持できない人たちが多く存在します。ホームレス状態に陥った人たちは、その過程で家族や友人との関係が途絶えてしまっています。本来、公営住宅が「住宅セーフティネット」の中核としてその住居の受け皿となるべき人たちが、保証人を求められるために、最初から公営住宅への入居をあきらめざるを得ない状況となっています。他方、民間賃貸住宅の市場は、住宅確保要配慮者にとって厳しい状況が続いており、近年では京都市内を中心としてホテル、ゲストハウス、民泊等の事業が拡大して、低廉な家賃の古い民間賃貸住宅が減少しており、入居できる賃貸住宅の確保が困難となっています。公営住宅が「住宅セーフティネット」の中核としてその本来の役割を果たすべき状況にあると言えます。連帯保証人を不要とする見直しは、まさに現在の社会状況に合致したものと評価できます。</p> <p>そして、社会的に孤立した人たちにとって、連帯保証人はもちろん、緊急連絡先となってくれる人を確保することも困難であるのが実情です。緊急連絡先に求められている役割が賃借人の万一の事態への対応であるならば、親族や友人等の個人にこだわる必要はありません。むしろ、生活保護利用者にとっての福祉事務所、日常生活自立支援事業(権利擁護事業)の利用者にとっての社会福祉協議会、生活困窮者自立支援法に基づく家計再建事業の利用者にとっての事業受託団体、住宅セーフティネット法に基づいて指定を受けた居住支援法人等、入居後の生活支援に関わる団体の方が適切な対応を期待できることも多いと思います。</p> <p>今回の見直しにあたっては、連帯保証人を不要とするだけでなく、国交省の通知「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」(平成30年3月30日国住備第503号)で示されているとおり、緊急連絡先についても、入居者の実情に合わせた柔軟な運用を可能とすることも明示してください。</p> |
| 5 | 弁護士 | <p>弁護士の〇〇と申します。</p> <p>見直し案に賛成いたします。</p> <p>見直しの背景は適切にご指摘されていると思います。</p> <p>単身高齢者等、府営住宅が必要な方ほど連帯保証人を探すことは極めて困難な状況にあります。</p> <p>来年4月1日からの確実な施行を期待しています。</p> |
| 6 | 個人 | <p>単身高齢者など孤立した人たちにとって連帯保証人の確保はとても困難となっています。民間賃貸住宅では単身高齢者や障がい者は入居を嫌がられるのが実情です。今回の見直しは公営住宅の役割を踏まえた適切な対応だと思います。</p> |

| | | |
|----|-----------------|---|
| 7 | 個人 | <p>今、高齢者、障がい者など、いわゆる住宅確保要配慮者が安定した住宅を確保するための対策が切実に求められています。民間賃貸住宅への円滑な入居に向けて、改正住宅セーフティネット法にもとづくセーフティネット住宅の登録、居住支援法人などによるマッチングのとりくみを活発化させることも大切ですが、公営住宅法の本来の趣旨に立ち返るならば、公営住宅への入居のハードルを低くすることが必要だと思います。そういう意味で、連帯保証人を不要とする条例改正に賛成します。</p> |
| 8 | 個人 | <p>家族関係の変化や虐待などの理由で連帯保証人を確保するのが難しい人たちがいます。そしてそれは個人の責任ではありません。今回の見直しは適切な対応だと思います。</p> |
| 9 | 個人 | <p>単身高齢者など孤立して民間賃貸住宅で入居を嫌がられるような人たちが連帯保証人の確保ができない人が住まいのセーフティネットの役割がある府営住宅等に入居できないとなれば、ホームレスになってしまいます。それは憲法25条違反になるのではないのでしょうか。 今回の連帯保証人を不要とする見直しは、住まいの問題に不安を抱える人たちにとってとても重要ですし、賛同します。 私は京都府民ではないですが、このような見直しが全国で広がって欲しいという思いもあり、メールを送らせていただきました。</p> |
| 10 | 個人 (府営住宅入居者) | <p>現在、府営住宅に住んでいます。離婚後、子供達と府営住宅で新スタートが出来ました。連帯保証人については、年金とパート収入源の母になって、貰いましたが、高齢の親なので、大丈夫かと不安がありました。民間の賃貸なら、保証会社を通し、本人の勤続年数や所得で保証人無しでも借りるけど…府営住宅は低所得者が借りやすいので、生活の安定から言うと、保証人は必要かも知れないですが。</p> |
| 11 | 個人 | <p>パブリックコメント 高齢化社会、また単身者が増えかつ多様な家族形態、さらに災害等により家を失う人たちが増えるかもしれない中で、現代にあわせて法制度を見直していくのは必須かと存じます。 保証人不要になれば、住居を必要とする人たちの選択肢が広がると思います。 保証人がいないから住居がない、住所不明ゆえに仕事もできないなら、悪循環しかなく、まずは住居の安定供給、そこから福祉そして自立へとつなげる事が求められるのではないのでしょうか。 幸い今のところ私には住居がありますが、病気や災害等ですまいを失う事はだれしもあるかもしれないと思い、申し上げました。ご検討どうかよろしくお願いします。</p> |
| 12 | 元ソーシャルワーカー | <p>京都府営住宅入居時の連帯保証人を不要とする改正に賛成します。 私は京都市内の精神科病院について最近までソーシャルワーカーとして勤務しておりました。記載の通り、<u>退院を希望する患者様の中には保証人が確保できない方が多く、公営住宅を退院先として選択することが出来ない状況にありました。</u>(そもそも単身者向けが公営住宅には比較的少ないというのも要因にはありましたが)制度が改正されたら、公営住宅を退院先として選択できる方が増え、結果的に社会的入院の解消につながる可能性があると考えます。 加えて、緊急連絡先についても、ご家族ご親族で確保できない方がいらっしゃるようですので、病院や相談支援事業所、障害者地域生活支援センターなどが連絡先となれるよう、連絡先となるにあたっての障壁が少なくなるよう、条件を検討いただければありがたいです。期待しています！！</p> |
| 13 | 弁護士 | <p>単身高齢者など孤立した人たちにとって連帯保証人の確保はとても困難となっています。 高齢者や障害者の後見人等の仕事をしておりますが、民間賃貸住宅では単身高齢者や障害者は入居を嫌がられるのが実情です。 今回の見直しは公営住宅の役割を踏まえた適切な対応だと思います。</p> |

| | | |
|----|---------------|--|
| 14 | 不動産業者 | <p>不動産業兼、居住支援をしております。</p> <p>連帯保証人に関しては一般物件においてもなくなりつつありますが、実際には保証会社に加入しなければならず保証会社加入の際に連帯保証人を求められるケースがほとんどです。資金力があれば別ですが、これでは大家さんの賃料滞納等の不安を少なくしていることにはなっておりますが、片手だけで終わっていて賃借人のケアは無いのと同じですね。</p> <p>保証人が居なくて資金力も無いから入れない(入居に関してだけ言えば何も無い)といった現状を変えるようにしなければなりません。</p> <p>つまり見方を変えて今は何も無くても未来は必ずあるというふうにご考えて毎月少額を積み立ててもらおう(してもらおうというより強制積み立て)年金や生活保護費の中から毎月3000円とか5000円とか(3000円の根は1日100円で年36000円、5年で180000円ですから畳表替え、襖、壁紙張り替え、清掃代ぐらいにはなります)ここで強制徴収はできないなどと甘ガミしてしまつては問題を解決することなどできないと思いますよ。</p> <p><u>府営住宅に入りたいなら保証人を付ける、居ないなら積み立て制度に加入、加入したくないなら申し込みできません。</u></p> <p><u>で、どうでしょうか(^-)</u></p> |
| 15 | ファイナンシャルプランナー | <p>表題の件について、ファイナンシャルプランナーの仕事に従事しており、シングルの方や、ひきこもりや障害を持ち、働けない子どもがいるご家庭の相談を受けることもあります。</p> <p>その中で、問題となるのが、賃貸住宅の場合、または将来、賃貸住宅になる可能性が高い場合、連帯保証人の問題や、民間賃貸住宅では単身高齢者や障がい者の入居を拒まれるケースが多いことから、住まいの確保を不安視する方が多くいらっしゃいます。</p> <p><u>連帯保証人を不要とする見直しは、是非とも、早急に実施していただきたい</u>と強く願います。</p> |
| 16 | 個人 | <p>単身高齢者など孤立した人たちにとって連帯保証人の確保はとても困難となっております。</p> <p>民間賃貸住宅では単身高齢者や障がい者は入居を嫌がられるのが実情です。</p> <p>また、現在民間住宅に住んでいる方も更新の度に保証人のことで困っています。</p> <p><u>今回の見直しは公営住宅の役割を踏まえた適切な対応</u>だと思います。</p> <p>そして、この取り組みが民間へのモデルとなる仕組みとなることを期待しています。</p> |

※個人が特定できるような情報については伏せさせていただきます。

※凡例：結論は**太字斜体**、理由等は下線で表現させていただきます。